

農林土木委託業務特記仕様書

（共通仕様書の適用）

第1条 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県国土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第2条 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産部農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（共通仕様書の読み替え）

第3条 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

第4条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた農林土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、森林整備、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領

HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5023580/>

（受発注者共同による品質確保）

第5条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第6条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければなら

ない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/2015070800045>

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216371/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について

徳島県CALS/ECHP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjoyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第12条 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、

別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7240174/>

(本業務の特記仕様事項)

第13条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1 目的

本業務は、経営体育成基盤整備事業日吉地区のほ場整備の施工にあたり、必要な実施設計を行うものである。

2 業務の場所

本業務の委託業務箇所は、阿波市土成町水田他で別添位置図に示すとおりである。

3 作業項目及び数量

本業務における作業項目は、次のとおりである。

設計対象地区面積 A=14.0ha

用排水施設現況取付工 N=4箇所

(1) 現地調査

ア 現地調査

地区内を詳細に踏査し、把握する。

イ 補償物件調査

実施設計を行うに当たって、不足している部分の補足調査を行う。

ウ 各種取付点平面位置調査

計画主要施設及び各種施設取付点の平面測量（1/100～1/500）を行う

(2) 計画・設計諸元検討

ア 区画形状の検討

地形、営農、導入機械規模及び道路体系から地区に適した標準区画を決定する。

イ 計画平面図作成

地区及びその周辺の自然条件、用排水系統、道路体系等を勘案して、地区内の用排水路、道路の配置、ほ区、耕区の決定を行い換地計画原案に基づき計画平面図(施設計画図1/1,000)を作成する。

ウ 面積算定

1/1,000図上で、座標読取機の使用により面積を算定し、各種計画が樹立できるようにまとめる。

エ 道路・用排水路縦断計画

各路線別に図測縦断図を作成し、道路用排水路計画を決定する。

オ 計画排水量

路線別に計画断面決定に必要な排水量を決定するとともに排水系統模式図を作成する。

カ 排水路水理計算

縦断計画に基づく断面決定の水理計算を行う。

(3) 施設設計

ア 道路・用排水路横断面図作成

道路・用排水路について、路線別に図測により横断面図を作成する。なお、横断面図作成の測点間隔は50mピッチとし、起終点及び変化点についても必要に応じて作成を行うものとする。

イ 付帯施設設計

工種別、タイプ別に必要に応じ構造計算を行い、標準構造図を作成する。未施工エリアとの境界において未施工エリアの営農に支障がないよう用排水路の仮設工設計についても同様とする。

ウ 整地計算

全筆の地均計算を行い、必要土量の計算を行うとともに、ブルドーザー運転時間を計算する。

エ 数量計算

詳細数量計算を行う。

(4) 用排水施設現況取付工

ア 設計図作成

必要な構造計算を行い、詳細設計図を作成する。

イ 数量計算

詳細数量計算を行う。

(5) 概算工事費積算

各工種単価を作成し、概算工事費を算定する。

(6) 照査

照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書の作成を行う。

(7) 点検とりまとめ

各作業項目の成果物の点検、点検取りまとめ及び報告書の作成を行う。